

六ヶ所村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 11,208	千円 13,469,447	千円 235,165	千円 1,708,657	% 12.7	% 13.1

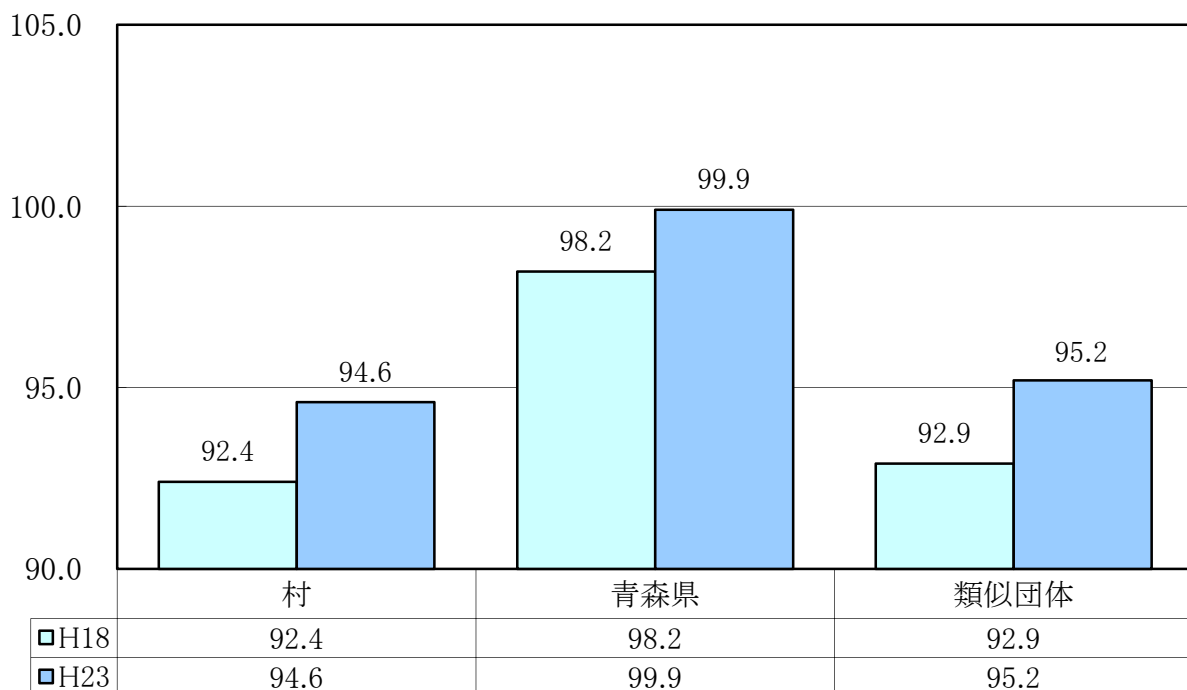
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 174	千円 737,735	千円 118,109	千円 256,728	千円 1,112,572	千円 6,394	千円 5,532

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

1) 月例給

区分	青森県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	円 377,828	円 378,862	△ 1,034 円 (△ 0.27 %)	△ 0.29 %	△ 0.29 %	△ 0.23 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において、公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

2) 特別給

区分	青森県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	3.95 月	3.95 月	0.00 月	0.00 月	3.95 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村	45.6 歳	333,200 円	395,015 円	361,132 円
青森県	43.6 歳	343,100 円	414,677 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.8 歳	317,508 円	371,662 円	342,056 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数 人	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
村	55.2 歳	12	350,600 円	374,650 円	363,516 円
うち用務員	- 歳	2	- 円	- 円	- 円
うち電話交換	- 歳	2	- 円	- 円	- 円
うち運転手	- 歳	2	- 円	- 円	- 円
うちその他	55.8 歳	6	355,800 円	366,516 円	361,425 円
青森県	47.3 歳	466	310,200 円	347,827 円	333,779 円
国	49.5 歳	3,689	283,862 円	-	321,662 円
類似団体	49.5 歳	8	276,247 円	294,400 円	284,789 円

区 分	民間			参考			
	対応する民間類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
村		歳	円		円	円	
うち用務員	用務員	53.8 歳	209,700 円		円	円	
うち電話交換手	電話交換手	41.2 歳	211,600 円		円	円	
うち運転手	自家用自動車運転手	55.3 歳	262,300 円		円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成20年～平成22年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象職員が2人以下の場合は非公表(国と同様の取扱い)

③医師・歯科医師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村	46.3 歳	526,700 円	1,201,467 円	595,667 円
都道府県	44.3 歳	453,573 円	947,034 円	837,417 円
国	49.4 歳	487,938 円	-	817,757 円
類似団体	47.8 歳	526,215 円	1,264,545 円	825,841 円

④看護師・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村	44.2 歳	317,900 円	392,322 円	328,106 円
都道府県	40.5 歳	318,462 円	394,432 円	355,082 円
国	45.5 歳	314,065 円	-	343,856 円
類似団体	41.4 歳	292,383 円	331,315 円	300,037 円

⑤小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村	28.4 歳	237,900 円	262,747 円	-
青森県	45.2 歳	388,300 円	426,826 円	-
都道府県	43.9 歳	372,838 円	426,886 円	-
類似団体	41.4 歳	301,955 円	320,991 円	-

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区分		村	県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	121,600 円	125,400 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	192,800 円	192,800 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

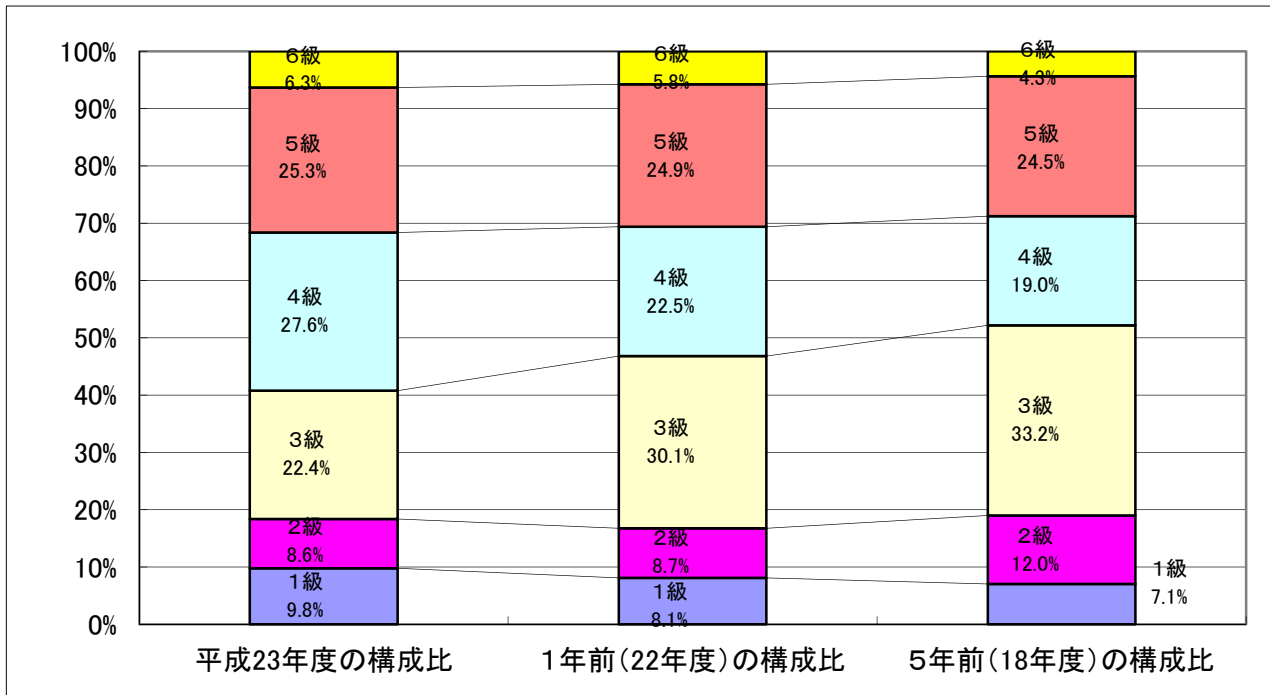
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,800 円	312,200 円	351,800 円
	高校卒	214,600 円	262,800 円	308,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	280,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	17 人	9.8%
2 級	主査	15 人	8.6%
3 級	主幹、係長、総括主査	39 人	22.4%
4 級	課長補佐	48 人	27.6%
5 級	課長、総括課長補佐	44 人	25.3%
6 級	理事、総括課長	11 人	6.3%

- (注) 1 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・業績に基づく人事評価は、施行に向けて研修中であり未実施であることから、昇給区分に差を設けていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

村		県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,480 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,622 千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

能力・業績に基づく人事評価は、施行に向けて研修中であり未実施であることから、成績率に差を設けず一律の支給としている。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	22,706 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算－調整手当)		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		－ 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%

(注) 公営企業等(水道等)を含む。

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(うち医師を除く支給実績)(22年度決算)		19,745 千円(230 千円)	
支給職員1人当たり平均支給年額(うち医師を除く平均支給年額)(22年度決算)		1,645,414 円(23,037 円)	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		5.7 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
巡回検診手当	医師	医師が検診業務等に 従事したとき	月額5,000円
受託業務手当	医師、技師	委託者の事業所等 でその業務に従事したとき	受託業務の50/100
往診手当	医師、看護師等	往診業務に従事したとき	医師往診料の50/100 看護師等往診料の10/100
夜間看護手当	看護師等	夜間に看護等の業務に 従事したとき	1回3,300円
診療手当	医師及び歯科医師	医師が医療業務に従事 したとき	月額450,000円～650,000円
教員特殊勤務手当	小学校及び中学校に勤務する教諭及び助教諭	非常災害緊急補導手当	1日6,000円～6,400円
		修学旅行等引率手当	1日3,400円
		部活指導手当	1日2,400円
		多学年学級担当手当	1日290円～350円
		教育業務連絡指導手当	1日200円

※六ヶ所村行政改革に基づく給与の適正化により、保育士手当、下水処理場作業手当、衛生検査手当、放射線取扱手当の4特殊勤務手当を平成20年3月31日で廃止した。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特殊勤務手当を新設した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	34,799 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	238 千円
支給実績(21年度決算)	26,097 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	190 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の 1人目 ……11,000円 ・上記以外の扶養親族 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ……5,000円加 算 	同		19,880 千円	211,489 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え るものにつき支給 最高額……27,000円 	同		7,141 千円	246,228 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券 等) 支給限度額……55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ……2,000円～35,000 円 	異	自家用車 利用の場 合24,500円 限度	18,398 千円	133,321 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 役職に応じて支給 ・医師……50,000円 ・理事級…60,000円 ・総括課長級…53,000円 ・課長級…45,000円 ・出先の長…35,000円 ・本庁の総括課長補佐… 32,000円 ・出先の総括課長補佐… 28,000円 	異	支給額	28,740 千円	495,517 円
管理職員特別勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時又は緊急の必要そ の他公務の運営の必要 により週休日、休日、年 末年始の休日等に勤務 した場合に支給 3,000円～6,000円 	同		— 千円	— 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 一般 4,200円 	同		7,180 千円	82,524 円
	<ul style="list-style-type: none"> 診療所 医師 20,000円 看護師 4,400円 				
夜間看護手当	<ul style="list-style-type: none"> 診療所 深夜の勤務時間が2時間 未満～4時間以上 2,000円～3,300円 	同		— 千円	— 円

教員特別手当	小学校又は中学校に勤務する教諭又は助教諭に支給 月額8,000円以下で、職務の級及び号給に応じて支給	異		— 千円	— 円
--------	---	---	--	------	-----

(注) 公営企業等を除く。

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。

※児童生徒への適切な指導及び学力向上を図ることを目的とし、村費負担教職員を採用したことから、平成21年4月1日から教員特別手当を新設した。

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	村 長	767,000 円 (782,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 517,200 円	
	副 村 長	630,000 円 (円)	680,000 円 / 429,100 円	
	議 長	291,000 円 (円)	340,000 円 / 148,100 円	
	副 議 長	259,000 円 (円)	280,000 円 / 122,000 円	
	議 員	252,000 円 (円)	260,000 円 / 113,000 円	
	期 末 手 当	村 長	(22年度支給割合)	
副 村 長		2.95	月分	
議 長 副 議 長 議 員		(22年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 村 長	退職時給料月額×在職月数×100分の45.5	17,078,880 円	任期满了時若しくは退職時
	備 考	退職時給料月額×在職月数×100分の26.5	8,013,600 円	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 収入役については、地方自治法の改正に基づき、平成22年3月25日で廃止。

7 職員数の状況

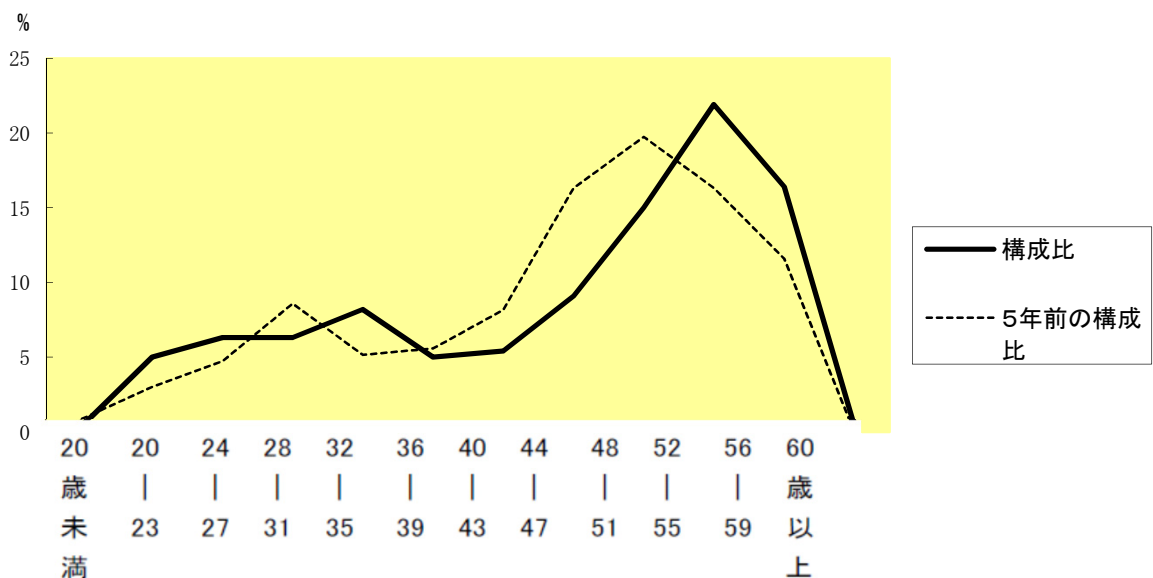
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	自主放送事業による増
		総務	56	57	1	
		税務	8	8	0	
		労働			0	
		農林水産	11	11	0	
商工土木		3	4	1		
衛生	11	10	△ 1	業務移管による増 業務移管による減		
民 生	50	49	△ 1			
	衛 生	6	6	0	退職不補充	
	計	147	147	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.29 人)	
	教育部門	28	28	0		
	消防部門			0		
	小 計	175	175	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 156.14 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 105.74 人)	
公営企業等	会計部門	病 院	27	26	△ 1	退職不補充
		水 道	4	4	0	
		下 水 道	6	6	0	
		そ の 他	8	9	1	
	小 計	45	45	0	欠員補充	
合 計		220	220	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 196.29 人	
		[318]	[318]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である(消防職員含む)。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	11人	14人	14人	18人	11人	12人	20人	33人	48人	36人	1人	219人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 220	人 208	人 △ 12	% △ 5.5

(参考) 新地方行革指針に基づく定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成22年4月1日	平成27年4月1日	12人の削減

(注) 六ヶ所村行政改革推進本部で掲げている数値で、これには公営企業を含む数値である。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区 分		22年	23年	24年	25年	26年	27年	23年～27年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	147	147					—	132
	増 減		0					0	△ 14
教 育	職員数	28	28					—	31
	増 減		0					0	3
消 防	職員数							—	
	増 減		0					0	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	45	45					—	45
	増 減		0					0	△ 1
計	職員数	220	220					—	208
	増 減		0					0	△ 12

(注) 1 計画期間は、23年～27年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 208,760	千円 42,568	千円 25,211	% 12.08	% 17.65

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 4	千円 13,823	千円 6,184	千円 5,204	千円 25,211	千円 6,303

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 445,904	千円 3,276	千円 42,910	% 9.62	% —

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 6	千円 27,263	千円 6,662	千円 8,985	千円 42,910	千円 7,152

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,380

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(3) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分		平均年 齢	基本給	平均月収額
村		41.5 歳	301,100 円	474,865 円
団 体 平 均	水道事業	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
	下水道事業	44.5 歳	358,932 円	530,720 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(注) 村においては、21年度から水道事業及び下水道事業をあわせて公営企業職員としている。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

村	市町村(一般行政職)	(参考)団体平均等
1人当たり平均支給額(22年度) 1,337 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,480 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 水道事業 1,510 千円 下水道事業 1,494 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(注) 村においては、21年度から水道事業及び下水道事業をあわせて公営企業職員としている。

② 退職手当 (23年4月1日現在)

村	市町村(一般行政職)	(参考)団体平均等
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 - 千円	勸奨・定年 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 22,706 千円	1人当たり平均支給額 水道事業 14,981 千円 下水道事業 13,721 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	-			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	%	- 人	-	

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	-			%
手当の種類(手当数)				0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	1,416 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	202 千円
支給実績（21年度決算）	1,233 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	123 千円

⑥ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目……11,000円 ・上記以外の扶養親族……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合……5,000円加算 	同	—	2,279 千円	284,875 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円 	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者運賃等相当額(定期券等)支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて……2,000円～24,500円 	同	—	1,469 千円	146,880 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 役職に応じて支給 ・理事級……60,000円 ・総括課長級……53,000円 ・課長級……45,000円 ・本庁の総括課長補佐……32,000円 	同	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 3,000円～6,000円 	同	—	— 千円	— 円

※21年度の給与勧告に基づき、住居手当のうち、持家に係る手当を21年12月1日から廃止。

(5) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 220	人 208	人 △ 12	% △ 5.5

※ 定員管理計画については、村全体として管理・計画している。

(参考) 新地方行革指針に基づく定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成22年4月1日	平成27年4月1日	12人の削減

(注) 六ヶ所村行政改革推進本部で掲げている数値で、公営企業以外を含む数値である。

9 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成19年7月6日付け総行給代1号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務大臣審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当村の取組方針を次のとおりとする。

○基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。

また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託等を行い総人件費の抑制を図る。

○総合的な点検実施の結果と今後の取組内容

(1) 給与

給料表については、平成18年の給与構造の見直しの実施に合わせて給料表を国の行政職俸給表(二)に準拠している。

特殊勤務手当については、該当する手当がなく支給していない。

(2) 民間委託の推進、事務事業の見直し等

清掃業務、運転業務については民間委託に移行しており、今後退職不補充に伴い民間委託をさらに進める。

(3) 昇給昇格の見直し

国の昇給昇格基準に準じ見直しを検討する。

10 互助会への補助の状況

互助会への公費補助は、平成22年度から廃止。